

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 更生保護事業団体助成費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 720 千円 (前年度予算額：720 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	720	0	0	0	0	0	0	0	720
要求額	720	0	0	0	0	0	0	0	720
決定額	720	0	0	0	0	0	0	0	720

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

更生保護法人岐阜県更生保護事業協会が行う犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護事業に対して助成する。

(更生保護事業法第3条第2項)

地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をすることができる。

【岐阜県更生保護事業協会】

- ・ S 26 年設立、S 48 年～H 19 年まで知事が理事長に就任 (H 20 からは顧問)
- ・ 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整及び助成を実施

(2) 事業内容

○刑務所や少年院から釈放されても家族等に引き受けられず、行き場のない方を収容保護している更生保護施設への助成

- ・ 更生保護法人岐阜県共助会への助成
- ・ 更生保護法人洗心の家への助成
- 保護司活動・協力組織に対する助成
 - ・ 県保護司会連合会、区保護司等への助成
 - ・ 県更生保護女性連盟など協力組織への助成
- 「社会を明るくする運動」など犯罪予防活動の推進
- 更生保護事業の普及宣伝
- 保護観察に付されている方など被保護者に対する帰住の斡旋、就職の援助、金品の給与・貸与等

(3) 県負担・補助率の考え方

更生保護事業協会による更生保護事業を営む者に対する連絡、調整及び助成事業は、犯罪や非行を生まない安全で安心な社会づくりにつながるものであることから、県における更生保護事業協会への補助は妥当である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	720	県更生保護事業協会に対する補助金（定額）
合計	720	

決定額の考え方

財政課で記載します。

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

更生保護事業協会による事業は、県民の安全で安心な生活を保障し、明るい社会づくりにつながるものであることから、県が事業主体となるのは妥当。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	更生保護事業団体助成費補助金
補助事業者（団体）	更生保護法人岐阜県更生保護事業協会
補助事業の概要	（目的）犯罪や非行のない安全・安心な地域づくり （内容）更生保護施設、保護司活動等への助成、犯罪予防活動の推進、更生保護事業の普及宣伝等
補助率等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （ ）
補助効果	補助事業者が、犯罪者の更生や犯罪の予防に継続して取り組むことで、本県における犯罪情勢の安定化に寄与する。
終期の設定	令和4年度 （理由）終期到来後に、社会情勢等を踏まえ、改めて以後の実施について判断する。

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>犯罪や非行を生まない安全・安心な地域社会を築くとともに、様々な事情で罪を犯したものの、社会の一員として立ち直ろうとする人々の更生を支える社会を築きます。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期)
①一時保護事業による被保護者数	-	50	50

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	720千円	720千円	720千円	(予算額) 720千円	(要求額) 720千円
指標①目標					
指標①実績	62	59	61	(推計値) 50	(推計値) 50
指標①達成率	124%	118%	122%	(推計値) 100%	(推計値) 100%
指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

更生保護事業協会が行う更生保護事業は、犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであり、県内において行われる更生保護事業に対して必要な協力を実施している。

また、「社会を明るくする運動」等を通じて、立ち直りを支える取り組みについての理解促進を図るとともに、犯罪予防活動も実施している。更生保護施設をはじめ、関係機関と連携し、被保護者の就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組を推進しており、地域の安全・安心等に寄与している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

本県における犯罪情勢は、概ね平穏に推移。しかしながら、長引く不況の中、悪質な犯罪や非行、虐待、殺傷、詐欺事件等は後を絶たない。こうした現状を踏まえ、更生保護事業関係団体の円滑な事業運営を支援し、青少年の非行防止と健全育成に努め、処遇困難者の処遇充実に力を注いでいる。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

○

更生保護事業協会による更生保護事業を営む者に対する連絡、調整及び助成事業は、犯罪や非行を生まない安全で安心な社会づくりにつながるものであり、事業の必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

安全で安心できる社会づくりに向け、犯罪者の更生や犯罪の予防に継続して取り組んできたことから、本県における犯罪情勢は、概ね平穏に推移している。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

○

県の財政状況を鑑み、補助金額（定額）を段階的に見直し、経費の節減を図ってきた。

(事業の見直し検討)

犯罪者の更生や犯罪の予防に取り組む岐阜県更生保護事業協会への補助は、県内の犯罪情勢の安定化に寄与していると考えられる。また、補助金額については過去に見直しを行い、必要最低限の額としており、継続は適当であると考えられる。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 子どもを狙った犯罪や凶悪犯罪などの増加に対する県民の不安は強く、安全で安心できる社会づくりに向け犯罪者の更生や犯罪の予防に取り組む当協会の事業に対し、支援を継続することは必要。